

公益社団法人計測自動制御学会
学会賞規程関連
SICE 優秀学生賞規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2021年12月21日	制定	v1.0	理事会	新規制定

(目的)

第1条 この規程は学会賞規程第18条により、優秀学生表彰に関する事項を定める

(名称)

第2条 この規程による表彰をSICE優秀学生賞（以下「学生賞」という）という。

(授賞対象者)

第3条 学生賞授賞対象は、つぎのとおりとする。

- 1 本会正会員1名以上が所属する、下記の教育組織（専攻、学科ならびにその集合教育組織、あるいは学会に準ずる教育組織やその集合教育組織）の該当年度の修了、卒業見込みで人格、学業ともに優秀なものとする。
 - (1) 大学院博士前期課程（修士課程）教育組織
 - (2) 4年制大学学科教育組織
 - (3) 2年制短期大学学科教育組織
 - (4) 工業高等専門学校専攻科教育組織
 - (5) 工業高等専門学校学科教育組織
 - (6) その他（本会に関係の深い学科等教育組織のうち特に表彰委員会の審議を経て理事会で決定した教育組織）
- 2 その他、上記教育組織の修了、卒業見込みの者と同等以上に優秀と認められる者とする。

(表彰)

第4条 表彰は、賞状の贈呈をもって行う。

(贈呈件数)

第5条 学生賞を贈呈する件数は、第3条1(1)～(6)に定める1教育組織につき毎年1名を原則とする。

(贈賞)

第6条 贈賞は、各学校においてこれを行う。

(受賞者)

第7条 学生賞の受賞者は、毎年期日までに各学校教育組織より推薦されたものとする。

(推薦者)

第8条 推薦者は各学校教育組織の主任もしくは責任者とする。

(受賞者の公表)

第9条 学生賞の受賞者の氏名および学校名は、毎年、本会ホームページ上に公表するものとする。

(経費)

第10条 学生賞に必要な経費は、本会の運営費を持って充当する。

(規程の改廃)

第 1 1 条 この規程の改廃は理事会の議決を経るものとする。

附 則

- 1 第 3 条第 2 項は、いわゆる「飛び級」制度による進学者を指すものとする。
- 2 この規程 版v1.0は、2021年（令和3年）12月21日から施行する。